

○東京藝術大学ダイバーシティ推進室要項

〔平成28年10月20日〕
制 定

改正 令和2年1月23日 令和4年3月23日

（設置）

第1条 本学に、東京藝術大学ダイバーシティ推進室（以下「推進室」という。）を置く。

（目的）

第2条 推進室は、本学におけるダイバーシティ環境整備の推進に係る全学的な戦略を企画・立案することを目的とする。

（組織）

第3条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）役員又は教職員のうち、学長が指名する者 1人
- （2）各学部の副学部長のうち、学長が指名する者 各1人
- （3）コーディネーター
- （4）専門スタッフ
- （5）その他室長が必要と認める者

（任期）

第4条 前条第5号に規定する者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（室長）

第5条 推進室に室長を置き、第3条第1号の者をもって充てる。

2 室長は、推進室を主宰する。

（コーディネーター）

第6条 コーディネーターは、室長の命を受けて、第2条に掲げる目的のため、企画立案、連絡調整等を行う。

（専門スタッフ）

第7条 専門スタッフは、室長及びコーディネーターの命を受けて、ダイバーシティの専門的事項を処理するものとする。

（室員以外の者の出席）

第8条 室長は、必要があると認めた場合、室員以外の者を推進室に出席させ、意見を聞くことができる。

（運営委員会）

第9条 推進室に運営委員会を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

- （1）推進室が行う任務の基本方針に関すること。
- （2）推進室の管理運営及び人事に関すること。
- （3）その他室長が必要と認めたこと。

2 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）理事（学長特命担当）

(2) 理事（総務・財務・施設担当）

(3) 理事（研究担当）

(4) 保健管理センター長

(5) 各学部及び研究科の教授会構成員から選出された者 各1名

(6) その他委員長が必要と認めるもの

4 前項第7号及び第8号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（専門委員会）

第10条 室長が必要と認めるときは、専門的事項を審議、企画立案、実施するため、推進室に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、室長が別に定める。

（庶務）

第11条 推進室の庶務は、総務課において処理する。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年10月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年1月23日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。